

医療機関のレセプトデータバックアップ及び 福岡県医師会診療情報ネットワーク参加にかかる 委託業務処理規程

（目的）

第1条 本規程は、医療機関（甲）が作成した請求情報を外部保管する業務に関して、公益社団法人福岡県医師会（乙）での取り扱いに関する必要な事項を定めることにより、委託業務を適正に処理することを目的とする。

乙は、ネットワークの円滑な運用のため、運用業務を委託した公益財団法人福岡県メディカルセンター（以下、「メディカルセンター」という。）に福岡県医師会診療情報ネットワーク事務局（以下「ネットワーク事務局」という。）を設置するものとする。

（委託業務内容）

第2条 甲が乙に委託する業務は以下の通りとする。

（1）請求情報の外部保管業務

（外部保管業務について）

第3条 第2条1項に示した業務の内容は以下のとおりとする。

- （1）甲から所定の方法で送付されてきた情報について、乙が所有する建物内サーバー室に置いて保管するものとする。
- （2）甲は保管されたデータについて、乙にコピーを作成し甲に届ける事を依頼できる。
- （3）データの送付は甲の責任で行う。
- （4）外部保管するデータは診療報酬請求データ（電子レセプトデータ）とする。
- （5）乙は作業を実施する際、複数医療機関を混在して管理しない、複数医療機関の作業を同時に行わない等、経済産業省所定の「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン（以下ガイドライン）」に則した運用を行うものとする。

（利用時間）

第4条 甲が外部保管したデータを参照できる時間については以下の通りとする。

- （1）本業務の参照可能時間は、1年間を通じ常時参照可能とする。
- （2）ただし、定期的な保守点検等により運用を停止する場合は、利用者に対してネットワーク事務局を通じ事前に通知するものとする。
- （3）不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は運用を停止することがある。

（機能等の変更）

第5条 機能等の変更については以下の通りとする。

- （1）データバックアップシステムの良好な運用を維持するために必要な場合には、システムの機能又は利用時間の変更又は停止を行うものとする。
- （2）前項の規程により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を、

ネットワーク事務局を通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他ネットワーク事務局が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(サーバー管理)

第6条 第2条1項に示した外部保管するサーバー管理については、以下の通りとする。

- (1) 乙はサーバー室を管理及び整備するためサーバー室管理者(以下「管理者」という。)を置き、事務局長をもって充てる。
- (2) 管理者は、サーバー室への不正侵入、危険物の持込み及び情報システムやデータ等の不正持出し等を防止するため、入室できる者を制限する。
また、定期的入室者は管理者の発行する入室許可証をサーバー室内にあっては常時着用するものとする。
- (3) 管理者は、臨時的入室者に対し入退室者管理記録簿に氏名及び入室時刻等を記載させ、保管しなければならない。
- (4) 管理者は、常にサーバー室の施錠を行い、鍵は定められた場所に保管しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 秘密の保持については以下の通りとする。

- (1) 本作業に従事する者は、業務上知り得た個人及び医療機関に関する情報を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。
- (2) その他の個人情報保護に関しては、乙が定めた「福岡県医師会診療情報ネットワーク個人情報保護指針」に準じるものとする。

(利用料金)

第8条 本業務の委託に際し、甲は乙に対し利用料金を支払わないものとする。

(システム利用に関する利用料は無料とする。)

(設備)

第9条 甲が診療報酬請求データ(電子レセプトデータ)を送信する場合においては、甲は以下の設備を整備する。

- (1) 甲は電子レセプトデータを出力するシステムを準備することとする。
- (2) 甲はとびうめネットに接続可能な端末を準備するものとする。

(データ返還)

第10条 乙が保管している請求情報の返還方法は以下の通りとする。

- (1) 甲が指定する方法にて、電磁的データを電送または電磁記録媒体による送付。
- (2) 災害時等の際、安全に電送または送付ができないと判断した場合は、USB等の媒体で乙の職員または適切な人員が持参する。

(データ返還費用)

第 11 条 乙が保管している請求情報の返還費用は以下の通りとする。

- (1) 災害に起因するデータ返還時の作業費用は無料とする。
- (2) 前項以外で甲が返還を希望する場合は、乙は甲に対して費用請求を行うこととする。

(管理業者)

第 12 条 本事業のネットワーク及びシステムを保守・管理する業者は、乙が指定する業者とする。

(契約解除)

第 13 条 契約解除については以下の通りとする。

- (1) 甲が本業務の契約を解除する場合、甲は所定の「データバックアップ契約解除申請書」をネットワーク事務局へ提出する。
- (2) ネットワーク事務局は契約解除申請が承認され次第契約を解除し、甲へ結果を報告する。
- (3) 甲から情報の削除依頼があった場合、ネットワーク事務局は個人情報保護法に則り適正に削除処理を行う。

(事務局)

第 14 条 この規程に定める事務手続き等については、ネットワーク事務局においてその処理を行うものとする。

(本規程の変更)

第 15 条 本規程の変更については、福岡県医師会全理事会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 11 月 1 日より施行する。